

岡山市物品購入等電子見積合わせ心得

(趣旨)

第1条 この心得は、別に定めるものを除くほか、岡山市が発注する物品の購入、物品の製造の請負の契約に係る見積合わせにおいて、岡山県電子入札共同利用推進協議会（以下「協議会」という。）が運営する岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う随意契約の見積合わせ（以下「電子見積合わせ」という。）に参加する者（以下「電子見積合わせ参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(見積合わせの基本事項)

第2条 電子見積合わせ参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「規則」という。）、岡山市契約規則第17条の2に規定する電磁的方法による入札について（平成21年市告示第290号。以下「電磁的方法による入札について」という。）、岡山市物品購入等電子見積合わせ実施要綱（以下「電子見積合わせ実施要綱」という。）及びその他関係法令・要綱・基準等並びにこの心得を遵守しなければならない。

- 2 電子見積合わせ参加者は、見積用の仕様書、カタログ、見本（写真）及び図面等（以下「仕様書等」という。）、契約書案及びその他見積合わせ・契約手続に必要な条件を熟知のうえ、適正な積算を行い、見積書の提出をしなければならない。
- 3 電子見積合わせ参加者は、仕様書等に関して質問があるときは、指定する期間内に物品購入等担当課に対し、インターネットを利用した電子メール又はファクシミリにより質問することができる。
- 4 電子見積合わせ参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（以下「見積価格」という。）を見積書に記載しなければならない。この場合において落札金額は、見積価格に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。ただし、単価による契約の場合は、別に定める。

5 見積及び契約に関して用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(公正な見積の確保)

第3条 電子見積合わせ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号），刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 許容価格（地方自治法第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税を含んだものとする。以下同じ。），設計金額及びその内訳その他の未公開情報を探ろうとしてはならない。

3 電子見積合わせ参加者は、見積に当たっては、競争を制限する目的で他の電子見積合わせ参加者と見積価格又は参加についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。

4 電子見積合わせ参加者は、電子見積合わせの執行前に、他の電子見積合わせ参加者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

5 前4項の規定に違反した場合は、違反した者の見積合わせへの参加を拒否するとともに、岡山市指名停止基準に基づき厳正に対処する。

6 契約締結後に前各項に定める事実が判明した場合は、当該契約を解除し、違約金を徴収することがある。

(ICカード又は簡易認証用ID及びパスワードの取得等)

第4条 電子見積合わせ参加者は、あらかじめ電磁的方法による入札について第3条及び第3条の2の規定に基づき、電子入札コアシステム対応認証局が発行する電子的な証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）又は岡山市が発行する簡易認証用ID及びパスワード（以下「ID等」という。）を取得し、ICカードについては同告示第4条の規定に基づき利用者登録をしておかなければならぬ。

(見積書等の提出)

第5条 電子見積合わせ参加者は、指定された見積受付開始日時から見積受付締切日時までの間に、ICカード又はID等を使用して電子入札システムにより見積価格その他必要事項（以下「見積価格等」という。）の登録を行うことにより見積書を提出しなければならない。

- 2 電子見積合わせ参加者は、前項の見積価格等の登録にあわせて、くじ番号欄に任意の3桁の数字を入力しなければならない。
- 3 提出した見積書の訂正、引換え又は撤回は認めない。
- 4 市長が特に必要があると認める場合を除き、見積書提出後の辞退は認めない。ただし、2回目の見積合わせ（以下「再見積合わせ」という。）を行う場合において、1回目の電子見積合わせの執行後、再見積合わせの見積書を提出するまでに辞退をする場合を除く。
- 5 電子見積合わせの回数は、2回までとする。
- 6 電子入札システムを利用して見積価格等を提出する場合は、電子見積合わせ参加者が送信した電子ファイルが電子入札システムに記録された時点で提出されたものとみなす。
- 7 前項の場合において、見積価格等の送信には、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じることから、電子見積合わせ参加者は時間的な余裕を持って電子ファイルの送信作業を行わなければならないものとする。
- 8 電子入札システムにおける日付、時刻は、電子入札システム上の日付、時刻を基準とする。

（電子入札システムによる申請書等の提出）

- 第6条 電子入札システムを利用して添付資料等（以下「資料等」という。）を提出する場合において、資料等のファイルの形式は、PDF形式又はPDF形式のファイルを圧縮したzip形式に限るものとする。
- 2 前項の規定に基づき資料等を提出する場合は、当該申請書等の電子ファイルについて、最新のパターンファイルによるウィルスチェックを行わなければならない。
 - 3 市長は、電子見積合わせ参加者から提出された資料等の電子ファイルがウィルスに感染していることが判明したときは、直ちに閲覧等を中止し、当該電子ファイルを提出した電子見積合わせ参加者に対し、ウィルス感染している旨を連絡するとともに、資料等の再提出の方法について協議するものとする。この場合において、電子入札システムによる資料等の再提出は、電子見積合わせ参加者において完全なウィルス駆除が行えると判断される場合に限り許可するものとする。

(持参による資料等の提出)

第7条 電子見積合わせ参加者は、資料等の提出を求められた場合において、提出方法が持参に指定されているときは、指定された受付開始日時から受付締切日時までの間に契約課に持参するものとする。

(契約の相手方の決定)

第8条 電子見積合わせの執行の結果、電子見積合わせ参加者の見積が第10条のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該電子見積合わせ参加者の見積を無効とする。

2 1回目の見積提出において、前項の規定により無効となった見積を除いた見積のうち税抜き許容価格（許容価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）以下で最低の価格の見積を提出した者を契約の相手方の候補者（以下「確認対象者」という。）とする。

3 確認対象者となった者は、資料等の提出を指定されている場合は、締切日時までに資料等を提出しなければならない。

4 市長は、確認対象者について、資料等に基づき参加資格の確認を行う。この場合において、確認対象者が第11条各号のいずれかに該当するときは、当該確認対象者を失格とする。

5 市長は、前項の規定により確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めたときは、第2順位の見積書を提出した者以降について、順次参加資格を有する者が確認されるまで、参加資格の確認を行うものとする。

6 前項の規定による確認については、第3項の規定を準用する。

7 同一価格で見積出した者が2人以上あるときは、電子くじにより順位を決定するものとする。

8 物品の製造の請負に係る随意契約において、確認対象者の見積価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、次順位の者を契約の相手方とすることができるものとする。

9 市長は、参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、電子見積合わ

せ参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。

(再見積合わせの場合の特例)

第9条 再見積合わせに参加することができる者は、1回目の見積合わせに参加した者に限る。

2 1回目の見積合わせに参加した者が、再見積合わせにおいて見積価格等の登録を行わなかったときは、再見積合わせを辞退したものとみなす。

(無効の見積)

第10条 次の各号のいずれかに該当する見積は、無効とする。

- (1) 明らかに当該見積合わせに参加する資格のない者がした見積
- (2) 指定された見積提出方法に違反して行われた見積
- (3) ICカード又はID等を不正に使用して行われた見積
- (4) 見積合わせの執行日より前の有効期限であるICカードを使用して行われた見積
- (5) 電磁的方法による入札について第3条の2第1項から第3項まで及び第4条第1項に規定する手続を経ずに電子見積合わせに参加した者がした見積
- (6) 見積受付開始日時から見積受付締切日時までの間に見積書を提出しない者がした見積
- (7) 見積書に必要事項が記載されていない見積又は必要事項が確認しがたい見積
- (8) 明らかに不正によると認められる見積
- (9) 同一見積事項について2通以上の見積書を提出した見積
- (10) その他市長が定める条件に違反してなされた見積

2 再見積合わせにおいて、次の各号のいずれかに該当する見積は、無効とする。

- (1) 前項各号のいずれかに該当する見積
 - (2) 1回目の見積合わせで無効となった者がした見積
 - (3) 1回目の見積合わせに参加していない者がした見積
- (失格)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 当該見積合わせに参加する資格のない者
- (2) 市長が指定する期限までに資料等を提出しない者

- (3) 市長が指定する方法以外の方法で資料等を提出した者
- (4) 明らかに不正によると認められる見積を行った者
- (5) 見積提出後契約の相手方を決定するまでの間に、指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該見積提出前に発生したものである場合に限る。）
- (6) その他市長が定める条件に違反してなされた見積を行った者
(見積合わせの延期、中止、取消し等)

第12条 市長は、事故等が発生した場合又は不正な行為等により必要があると認めるときは、見積合わせの延期及び中止又は見積合わせの取消しをすることができる。

- 2 電子見積合わせ実施要綱第2条第1項に定めるオープンカウンター方式による電子見積合わせを行う場合において、見積合わせ開始前に電子見積合わせ参加者（無効札となった者を除く。以下同じ。）がない場合は見積合わせを中止し、電子見積合わせ開始後に有効な見積書を提出した者がいない場合は、見積合わせを不調とする。
- 3 電子見積合わせ実施要綱第2条第2項に定める指名による電子見積合わせを行う場合において、見積合わせ開始前に電子見積合わせ参加者が1人となった場合は見積合わせを中止し、電子見積合わせ開始後に有効な見積書を提出した者が1人となった場合は、見積合わせを不調とする。
- 4 市長は、見積合わせの中止又は取消しをした場合は、見積合わせ参加者の提出した当該物件に係る見積書、申請書及び添付資料その他の書類を無効とする。
(ICカード又はID等の管理)

第13条 電子見積合わせ参加者は、取得したICカード又はID等を適正に管理しなければならないものとし、ICカード又はID等の紛失、改ざん、不正使用又は盗用について一切の責任を負うものとする。

- 2 電子見積合わせ参加者は、ICカード又はID等に登録した情報及び第4条の規定に基づき利用者登録した情報に変更が生じた場合は、直ちに変更の手続きをとらなければならない。
- 3 市長は、電子見積合わせ参加者がICカード又はID等を不正に使用して電子見積合わせに係る手続を行ったことが判明した場合は、当該手続を無効にするものとする。この場合において、当該不正使用が契約相手方の決定後契約締結前に判明したときは契約

相手方の決定を取り消し、契約締結後に判明したときは当該契約を解除するものとする。

(契約保証金等)

第14条 契約の相手方は、対象物件の公表又は通知において必要と定められた物件については、契約書（仮契約書及び請書を含む。以下同じ。）の案の提出と同時に、次のいずれかの方法で契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合若しくは次項の規定により契約保証人を1人以上立てる場合は、この限りではない。

- (1) 契約保証金を納付する場合は、あらかじめ現金を納付書により岡山市指定金融機関等に納付し、領収書の交付を受け、その写しを提出すること。
- (2) 契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券（利付国債に限る。）であるときは、有価証券納付書とともに提出すること。
- (3) 契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証であるときは、その保証書を提出すること。
- (4) 契約保証金の免除が履行保証保険契約の締結によるときは、その保険証書を提出すること。

2 契約の相手方は、契約保証人を立てようとするときは、保証人承認願及び保証契約書の案を契約書の案の提出と同時に提出しなければならない。ただし、契約保証人を免除された場合は、この限りではない。

(契約書の提出)

第15条 契約の相手方は、交付された契約書の案に記名押印し、契約の相手方の決定の日から7日以内にこれを提出しなければならない。ただし、特別の理由のあるときは、事前に契約課の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案の提出をしないときは、落札は、その効力を失う。